

Title	キリシタン教会内の非会員日本人 : I その役割と性格について
Sub Title	Japanese laymen in the early Jesuitic missions : (I). on their labors and individualities
Author	柳田, 利夫(Yanagida, Toshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1978
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.48, No.4 (1978. 3) ,p.43(379)- 77(413)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19780300-0043

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

キリシタン教会内の非会員日本人

I その役割と性格について

柳 田 利 夫

キリシタン教会と日本人との関係について従来の研究では、甚だ観念的な思想受容論は論外としても、布教成果――

日本人聖職者養成・登用、天正遣欧使節、キリシタン大名――の面から論ぜられて来たと言える。これらの問題は当時の宣教師団にとつても、また今日のキリシタン研究者にとつても、非常に大きな問題であり、先入観を排した研究が我々に示すであろう意義は少なからざるものとなるに違いない。ところが、多大な関心がこの種の布教成果にかかわる問題に払われて来たのに反し、その根本となった教会自体の構成や日常活動の維持に関しては、ほとんど関心が払われずに来てしまった。しかし、教会の日常的な基盤

についての研究は決して等閑視されるべき性質のものではない。むしろこういった面からキリシタン教会の実体へと接近してゆくことで、より立体的な教会像の再現へ向かうことができるのではあるまいか。

ここでは、そういった試みの一つとして教会内の非会員日本人に焦点を絞り、微力ではあるが、簡単な報告を行ないたいと思う。

II

これらの非会員日本人に対して教会側史料では、同宿 *dojucu*・小者 *comono*・看坊 *cambo*・殿原 *tonobara* 等の日本語を用いたり、ポルトガル語による説明的な表現――教会の世話をする者 *lo q tem cuidado da igreja*・奉

仕人 *gente de serviço*・剃髮者 *rapados* 等——を用いたりしているが、その役割や性格及び相互関係といった事柄について史料はあまり多くを語っていない。また研究自体も、同宿の一部について行なわれて来たにすぎない。しかも、その研究は同宿の聖職者予備軍ないし援助者といった面を殊更とりあげて論ずる傾向を持っていたようである。

そこで、この小報告では、まず第一に、概括的な非会員日本人の分類を行なっておく必要があると思われる。結論から言えばイエズス教会内の非会員日本人は大凡四つに区分する事が可能である。第一に同宿のグループ、第二にモッソ *moço* ないし小者のグループ、第三に看坊、最後が殿原のグループの四区分である。また、この四区分のうち前三者については更に各グループ内に細かな区分が存在していたようである。⁽¹⁾

三

既に述べたように、同宿の一部に関しては一応の研究成

果もあり、将来イルマン *Irmão* やパードレ *Padre* になるべく教会で奉仕している剃髮者といった程度の認識が広く為されて来た。また彼等の役割としては、ミサ仕えやカテキスタといった面が強調されて来ている。ロペス・ガイ師の同宿に関する研究論文では、日本における同宿がインド布教におけるカナカプーラ *canacapoles* との類比をもつて論ぜられている。師もやはり、同宿を布教上の聖職者援助者としてとらえているようである。⁽²⁾

ところで、同宿という日本語が使用されている史料のうち比較的早い時期に属すると思われるものに一五八一年九月五日付で当時日本布教長であったフランシスコ・カブラ *Francisco Cabral* が書き送った書翰がある。そこには、「曰杵から四レーグワのところに野津の住院 *residencia* があり、そこには一人のパードレと日本人イルマン、それに二人の日本人青年が会員ではないが、教会で会員として認められる希望を持って奉仕している。彼等は同宿と呼ばれている。」⁽³⁾

と書かれている。

また、一五八〇年一〇月に豊後で行なわれた協議会の議事録には、「同宿のように我々の修院 *casa* で奉仕するモツソについて」という諮問が一六番めに提出・討議された事が記されている。⁽⁴⁾ ヴァリニャーノ *Alexandro Valignano* の第一次日本巡察に際して何度か協議会が開催され、(前述の一〇月の豊後の協議会もその一つである) 長崎で最後にそれらの総括として、第一回総協議会 *primera consulta general* が行なわれたのであるが、そこでも、やはり一六番めに、「我々の修院に生活している同宿について」という諮問が提出され、討議が行なわれている。その議事録には、冒頭で日本語の同宿について一般的な解説が為され、それに続けて次のように記されている。

「第一点は全員がこれについて一致したが前述の同宿はいろいろな理由で日本における我々の修院では欠くことができないものである。第一に、彼等の大部分は会に入るという意志と希望とを持ってセミナリ *Seminario* や修院で育てられ、生活しているのであり、これらの者を除いたら我々は決して日本人イルマンを持たないであろう。第二

キリシタン教会内の非会員日本人 I

の理由は、同修院の援助や奉仕のために彼等は本当に必要なのであるからである。というのは、彼等は通訳であり、教理を教える者であり、伝言を受けたり伝えたりする者であり、埋葬の手助けをし、イルマンがいらない為に我々が行なうのはうまくない交際や修院の仕事の大部分を行なっている者だからである。⁽⁵⁾」

これらの史料を見る限り、同宿は聖職者に対する布教上での手伝いをする者という性格を濃厚に持っていたと言えるようである。

一五八〇年一〇月、ヴァリニャーノは在日イエズス会士の為に『日本の習慣や気質 *catangues* についての助言と忠告』(以下、『助言と忠告』)と題する小著を作成している。その二四項には、はじめにパードレやイルマンの外出時に同行さるべき者についての指示がなされ、それに続けて以下のように述べられている。

「そして同宿は、彼が奉仕の同宿 *dogicos de servicio* であつたり、幼なかつたり、住民が全てキリスト教徒でそんな事にたいした注意を払わなくても良い田舎 *inacas* の

住院にいる場合を除き、おとなでも子供でもいいから履物の世話をするためのモツソをひとり連れてゆくように。⁽⁶⁾

これ以外の史料で「奉仕の同宿」という表現を今までのところ見ていないが、この史料によれば、奉仕の同宿は、他の同宿より低いものと見做されていたものと考ええる事ができよう。次に同書一一七項には

「老年、あるいは人々から尊敬されている布教師の同宿 dogico pregador」は許可を得れば、帽子を被った儘でパ

ードレやイルマンと会話する事が許されると記されている。⁽⁷⁾ この布教師の同宿については、前述の第一回総協議会

の議事録にも記載されており、ヴァリニャーノは裁決において、彼等に対し食卓での奉仕を免除している。この事は同時に、布教師の同宿以外の同宿は食卓で奉仕していた事を示していると言えよう。⁽⁸⁾ 同宿の具体的な仕事については、後に述べることとして、これまで述べて来たところから、同宿の中にもある種の特権を付与された布教師の同宿や、反対に他より低く見做されていたと考えられる奉仕の同宿といった区分が存在していたと推定し得る。(なお、

この両者の間に、一般の同宿とも呼ぶべき者が存在したと思われるが史料上にそのような表現は見られない。)更に、セミナリヨで学習している者もまた、同宿と呼ばれていたが、これについてはイエズス会の教育機構や日本人聖職者養成といった視点から為された多くの研究に譲り、ここではあらためて触れないことにしたい。⁽⁹⁾

また、同宿の他の区分として、一五九〇年八月一二日二五日にわたり、ヴァリニャーノの第二次日本巡察の一環として開催された第二回総協議会 Segunda Consulta General 諮問一三には、修院の共通の仕事に携わる同宿と、パードレやイルマンに随伴する同宿とが示されている。この区分は、ヴァリニャーノが定めた『同宿の規則』 Regras para os dojucos の中では、第三項に見る事ができる。⁽¹⁰⁾ しかし、この区分が、前述の布教師の同宿と奉仕の同宿との間の様な、階級に近いものであったかどうか明らかではない。

次に同宿の役割を布教活動に直接かわらない面を中心にして見てみることにしたい。

先に引用した第一回総協議会の議事録によれば、同宿の役割は通訳・伝言の授受、埋葬の援助、その他交際や修院の仕事に携わるといふものであった。修院の仕事というのは漠然とした言い方ではあるが、その一つに前述の食卓での奉仕をあげることができよう。ところで、『助言と忠告』の三〇項めには、

「何か伝言を持ってやって来る人と最初に話をしに行く門番 *Porteiro*〔当時の日本流に言えば「奏者番」とでも言うべきか〕の役目をイルマンは修院でやらないように。同宿か、有髪の者であっても良いから修院の誰か他の者がこの仕事をせねばならない。そして、この仕事をする者は、パードレやイルマンにやって来た者が誰であるかを知らせ……。」

と書かれている⁽¹²⁾。この門番に対して、一五九二年にヴァリニャーノは『門番の規則』*Regras para o porteiro* を作成しており、そこでは、来客と応対し、伝言の授受を行なうにあたっての諸注意が、七項目に分けて述べられている⁽¹³⁾。

この他に、前述の議事録には、茶の湯や盃での接待なども同宿の仕事として示されている。これらの仕事に対してヴァリニャーノはやはり規則を作成している。茶の湯に関する道具や座敷の管理・接待についての注意などをおりこんだ『茶の湯者の規則』*Regras para o chanoyuxa* と『禁制』*Quinsey* がそれである⁽¹⁴⁾。この茶の湯者や先程の門番は双方とも結局交際にかかわる仕事に就いており、来客（泊客）の世話をするイルマンの指揮下におかれていたと考えられる⁽¹⁵⁾。

一五九二年のカタログには、聖堂係・食堂係・茶の湯者・伝言の授受・ミサ、埋葬等の儀式の援助等が同宿の役割として列挙されているが、その他にパードレに同行する同宿の存在（パードレの同宿）についても言及されている⁽¹⁶⁾。これら各種の役割は、同年にヴァリニャーノが作成した一連の日本の規則に則った形でこのカタログに書かれたものと想像される。先にあげた『門番の規則』『茶の湯者の規則』等もこの日本の規則の中に含まれているものである⁽¹⁷⁾。そこで次に、この規則に沿って同宿の役割を見てゆくことにす

る。

まず、聖堂係 *sacristão* と呼ばれている者は、聖器——長衣・ワイン・カンデラ等——の保管、教会の扉の開閉・鐘をならす事等がその仕事として示されており、教会の世話をするパードレの命令に従いその職務を遂行したようである。⁽¹⁸⁾

次に、『食堂係の規則』*Regras do Refetoreiro* では、食堂で使用する道具——手拭用タオル、箸等——の管理・食事数の確認などに食堂係があたるように指示されている。⁽¹⁹⁾

また、『台所係の規則』*Regras do Cozinheiro* という史料も残っている。この台所係が同宿の役割であったか否か不明ではあるが、食堂係・台所係などの仕事は、先程の食卓での奉仕の、より具体的な姿を示しているものとも考えられる。⁽²⁰⁾

この他に、食品室係 *despenceiro* という者もあり、来客の世話をする者(イルマン)の指揮下に食品貯蔵室にかかわる食料や物資の保管を担当していたようである。⁽²¹⁾

日本の規則の中で最も長い規則である『服務規定』*Obe-*

dientias (以下、ヴァリニャーノの『服務規定』)では、第一章が同宿に関する規定にあてられており、その第一項には次のように記されている。

「第一に住院でパードレ達と一緒にいる同宿は、主要な修院に行く時には食卓やその他同宿に共通の仕事や職務を手伝わねばならない。また、他のモッソや小者が行なうのと同様に、上長が彼に命ずる修院の奉仕を手伝う……」⁽²²⁾

このヴァリニャーノの『服務規定』は、フランシスコ・パシオ *Francisco Pasio* によって補足・改正され、一六二二年に再編されているが、そのパシオによる新たな『服務規定』の第一章七項には、

「住院のパードレやその他の者が田舎を巡回する時には、同宿がベッドを整えたり、寝室を掃除したりできるが、自分の住院や、その他全ての主要な修院やコレジオ *Collegio* にいる時には、会の習慣に依じて規則を守るように。また、週二回寝室を「パードレが自分で」掃除すれば、その他の日には同宿にそれを掃除させる事は禁じない。また同様に、同宿達が蚊帳 *Caya*・紙帳 *Xicho* をつり、はず

すとかカンデラを持って来たりするとか、その他同様な事をするのも禁ぜられない。これらの事は、小者をもって行なうよりも、同宿をもって行なった方が都合が良い。⁽²³⁾」

と述べられている、

このように、同宿はかなり俗的な——日常生活上の——仕事も行なっていたと考えられる。この俗的な仕事に携わる同宿を含め、同宿全体を考えた場合に、ひとりの同宿が単一の役目のみを負っていたのか、あるいはいくつかの役目を兼務していたのか（同宿が少数の場合は当然ひとりで多くの役目を負ったに違いない）、その役目は恒常的なものであったのか、交代され得るものであったのか更には、各同宿の区分間での移動はどうであったのか等々多くの疑問が残るが、規則の上からは、これ以上明らかにする事ができない。もっとも、茶の湯者等の特殊技能者はその役目に専念し、恒常的にそれにあたったと見ることは可能である。また、パシオの『服務規定』第八章には同宿についての規定が集められているが、その第二項は次のように記されている。

「それぞれの才能に応じて、我々の学問（ヨーロッパの学問）⁽²⁴⁾ Letta や日本の学問、あるいは会の奉仕に役立たせ得るその他の事を〔同宿が〕学ぶように気を配るように。というのは、この事は同時に、彼等が向上し、教会で満足して生活してゆくためのたすけになるからである。また〔パードレは〕管区長が、何年か奉仕して来た後にラテン語を学ぶ才能のある者を、セミナーに収容してくれるように努力するように。更に、このような〔才能のある〕者でなくても、カテキスタ〔伝道師〕や布教師として役立ち得る者には、日本の学問を修得するとともに、教理や要理あるいは仏法 *Buppo* などの学問を行なわせるように。布教師やイルマンになることのできない者は大きくなって住院がいやになった時に、コレジオや主要な修院において何かより重要な職務につけることができる。⁽²⁵⁾」

また、第五項には、
「院長は住院の中で〔ある同宿が〕布教師〔の同宿〕になる時には、同宿を、また、その為の理由があれば他の職務でパードレに奉仕する者を取替ることができる。⁽²⁶⁾」

とあり、種々の同宿間に移動のあった事が認め得るようである。

以上のような同宿の役割の広範、多様さは同宿自体の発生及び発展・編成の経緯から説明し得るかも知れない。というのは、現在のところ十分な史料を挙げて論ずることはできないが、同宿という日本語の名称が一般に用いられる以前（多分一五五〇年代～七〇年代）の布教活動においては、奉仕の為に教会へ捧げられたという子供達が修道士の身のまわりの世話から、布教活動そのものまで援助していたと考えられ、そこに同宿の一つの起源を見ることができると考えられるからである。⁽²⁶⁾ それらの者が、布教団の第一次整備期とでも呼ぶべきヴァリニャーノの第一次日本巡察時（一五七九～八二年）に同宿という呼称で一般に呼ばれるようになり、布教団の拡大とセミナーなどの教育設備の設置・運営とともに次第に機能的に整備されてゆき、遅くとも一五九二年迄には、同宿という名のもとに効率的な細分化をともなった形で再編成が行なわれ、より機能的に同宿を利用してゆく為の諸制度が確立されていたもの

と考えられる。⁽²⁷⁾

既出のパシオの『服務規定』第八章三項には次のように述べられている。

「同宿の中にも差異があるべきである。というのは、管区長の判断で、布教師である者や古参の者、あるいは尊敬されている者達は他の者とは離れて食事すべきであるからである。また、彼等に対しては、教会において満足して生活し、根気よくやってゆけるような他の同様な特権を与えるべきである。特に、満足して長い間その職に就いている成人した布教師達については大いに考慮するべきである。彼等は黒い服が着られるように。⁽²⁸⁾そして彼等がキリスト教徒から信頼されるよう努めるように。」

また、先に引用した二項の最後の部分にも、「布教師やイルマンになることのできない者は、大きくなって住院がいやになった時に、コレジオや主要な修院において何かより重要な職務につけることができる。」とあり、これらの同宿内の区分を、イエズス会側は単に機能的な同宿の利用という観点からばかりでなく、階級に近い区分間の昇進とい

ったやり方で同宿を統治してゆくという観点からも、利用していた様子⁽²⁹⁾が窺える。

四

ポルトガル語ではモッソ *moço*, 奉仕人 *gente de serviço*, 日本語では小者 *comono* 等と呼ばれた日本人達が第二の区分であるが、この者達に関する研究はこれまでほとんど為されて来なかった。しかし、キリシタン教会は、先の同宿の一部とともに、以下に述べるモッソにその日常生活の維持において、ほぼ全面的に依存していたのである。

一五七五年一月六日付インドの第一回総協議会議事録を見ると、「コレジオや住院で我々〔イエズス会士〕は、モッソや奴隸 *esclavos* なしでやってゆけるであろうか」という諮問が二〇番めに提出され、それに対し以下のような答申が為されている。

「全員が、いかなる場合でも我々はモッソや奴隸なしでは次の理由によって維持してゆけないであろうと一致し

た。第一に、教会では食糧を買いに行き、料理の仕事やその他の家事をする為に彼等が必要である。また、コレジオでは、耕地・料理・衣服の洗濯・水汲み・粉ひき・かまど・航海やその他の家事など、イルマンでは少数で力が弱いために決してすることのできない事のために彼等が必要である。土地はやせていて、暑さは厳しく、そのため多くの仕事はできないのである。第二に、経験によれば、過度に働く者は後に病気になってしまうからである。第三に、土地の人々の間ではこの種の仕事は大変卑しく、下等なものだと見做されているので、インドではどんなポルトガル人もそれをしない。またたとえ従事したとしても、土地の人々やポルトガル人達から、大変良くないことと考えられてしまう。そして、彼等〔モッソ〕が満足して修院の仕事に従事している時に、ほとんど何もすることはできない。

また、同様に奴隸も必要である。第一に、当地のモッソは大きくなると結婚し、コレジオからいなくなってしまう。また、仕事がより持続し、好む時に仕事から去る自由を持つていない奴隸達のような力をモッソは持っていない。第

二に、他の修道会、跣足派でさえもが奴隷やモッソを同じ様に仕えさせているのである。第三に、インド全土には、これらの奴隷がたくさんいるので、たとえ貧しい者や下層の者であっても、仕えさせる奴隷を持っているのである。第四に、奴隷の使用する着物は安く、米で維持できるから、彼等の維持は安価ですむ。

しかし、それでもなお、彼等が貧窮しているか、正当な奴隷であるかどうかを確かめる事に、十分慎重であるように。また、そうでない「正当な奴隷でない」事が明らかなる者には、自由の証明書が与えられ、その奉仕の代価が支払われるように。また、奉仕を行なって来た奴隷には、何年間「の奉仕年限」かを査定して、生活の途を持てるように援助するように。更に、今まで以上に十分なドクトリナを彼等に施すよう気を配るように。そして「彼等は」良く扱われ、祭日には慰安のための時間を与えるように。これらの奴隷の正当な理由を調査するために管区長によって、二、三名のパードレが選出されるように。⁽³⁰⁾

この協議会に引き続き、インド管区会議が開催され、協

議会の答申に基き同様な事項が討論されている。そして、この管区会議の決定事項は全てローマの本部に送られたのである。それを受け取った当時のイエズス会総会長エベラルド・メルキュリアン Everard Mercurian は、各条毎に自己の見解を加え、総会長の指令としてインドに書翰を送っている。⁽³¹⁾ この総会長の指令は無論のこと、先程の協議会、管区会議での決定事項は共に、当時インド管区内の一地方区であった日本においても当然効用を持った筈である。事実、『総会長によって、日本の修院や住院で守られるためにインド管区に属する諸事の摘要四章及び六章より抜萃された服務規定』と題する史料に、先の総会長の指令が引用されているのを見ることができる。その第二二項には、以下のように記されている。

「我々の修院においては、必要性があり、かつ全ての者に対して必要な正当性が守られるために、その捕われの理由が十分に知られるような非常に細心の注意が払われる限りにおいて、捕われの者 *captivos* や、その他のモッソを利用することができよう。彼等は、ドクトリナや、我々の修

院で行なわれるのに都合の良い良き習慣の中で教育されるように。⁽³²⁾」

また、一五七六年四月付でヴァリニャーノがインド管区の各上長にあてた協議会の決定事項通知書の六項にも、同趣旨の記述が認められるが、この通知書もまた、当然日本布教長カブラルの許に届けられたものと考えられる。⁽³³⁾

日本国内において、表立った問題としてこのモッソに関する事項が取上げられるようになるのは、日本の第一回総協議会諮問一八や『助言と忠告』等において、パードレの外出時に同行する同宿やモッソについて言及されている事に対し、日本の何人かのパードレやローマのイエズス会本部において修道会士としての清貧理念に反する華美な行為に陥りはしまいかという疑問と批判が持たれるようになってからのことである。この問題は第二回総協議会（一五九〇年）諮問五として詳細に討論されたのであるが、結局、華美の原因となる可能性は認めながらも、現在のところ日本にそのような華美は存在していないし、修院にはモッソがどうしても必要であるから、適当な制限を行なうこと

で、華美の発生を防ぎ、同時に修院の仕事もうまく遂行できらるであろうといった趣旨の答申が出されたのである。⁽³⁴⁾この答申を受けて、ヴァリニャーノは長文の裁決を認め、モッソの使用は不可避であるとの前提のもとに、同伴者としての同宿、モッソ及び修院におくべき者の人数について制限を設けたのである。その制限とは具体的には次の様なものであった。

住院におく人数について言えば、まずイエズス会士の駐在する建物を主要な修院と小さな住院とに別け、前者に対しては修院に固有の者で常にそこに居なければならぬ者として、三、四人の同宿、二人の剃髪者、一人の殿原をあげたあとで、モッソについて、

「これらの他に、台所や衣服の洗濯・荷物運び、その他修院の下々の仕事の為に奉仕のモッソ *moços de serviço* が必要である。彼等は、前述の修院がある土地や人々に応じて必要性が大きかったり小さかったりするので適当に制限することができない。」⁽³⁵⁾という制限のしかたをしている。この主要な修院のモッソに関し、以後も具体的な数字をあ

げた制限は行なわれなかったようである。⁽³⁶⁾ 一方、小さな住院に対しては、地区長の規制のもとに奉仕のモッソを持つことが許されている。⁽³⁷⁾ 一五九二年のヴァリニャーノの『服務規定』では茶の湯者と剃髪者を含めて八人（従って、ここで言うところのモッソだけでは五人）と明確に制限されている。一六一二年のパシオの『服務規定』においても「五人以下」とされており、小さな住院に関する限り、規則上は五人ないしそれ以下という制限が、少なくとも一五九二〜一六一二年の間は存在したことはほぼ疑いない。⁽³⁸⁾ この制限が現実にとどの程度の効力を持ち、遵守されていたのかを知るのはかなり困難であるが、一六〇九年十一月一二日付でジョアン・コエリョ *João Coelho* が作成した『日本イエズス会の修院・人員・定収入・出費等の数についての小報告』を利用して、一つの具体例を見てみることにする。それによれば、モッソの数が多いものとしては長崎のコレジオ一二〇人、有馬のコレジオ四〇人、同セミナリョ三〇人等である。また、住院として記されているものについては、五人とあるのが大部分で、制限の一応の効力を認める

ことができる。しかし、中には秋月の住院一二人、島原八人、天草の志岐、堺、金沢に各六人といったように規制を超えている例もいくつか見うけられる。更に修院について見てみると、八〜二五人と実に様々で、その土地柄に応じて適宜定められていた様子が窺えるようである。⁽³⁹⁾（表I参照）次に、同伴できるモッソの数について見ると、まず最高の上長 *Superior supremo* (*Viceprovincial*) は荷物を運び、食事を作り、衣服を洗濯し、馬の世話をする等、下々の世話をさせるためにモッソを同伴できるが、その人数についての規制は格別行なわれてはいない。三人の地区 *tres superiores universales* (*del Shimo, Bungo e Miyaco*) は準管区長 *Viceprovincial* の決定に応じた奉仕のモッソを同伴できるとされている。また、修院の院長 *reitor* は、他の一般のパードレ達と同じ扱いで食事・洗濯・馬の世話等のために二人のモッソを同伴する事ができると定められている。更に、イルマンも一〜二人のモッソを同伴することが可能であったが、これは、パードレなしで行動する際に、上長が必要に応じてモッソを与えるという形

表I 布教団構成の一例 1609年〈コエリヨ〉の小報告により作成

場 所	パードレ	イルマン	同 宿 Colleqians	奉 仕 の モ ッ ソ
Nagasaqui Collegio	15	12	60	120
Casa de Noviciado ospital	2	23	3	15
Uracami residencia	1	1	4	necessaria
	1		3	5
Arima Collegio	11	3	15	40
Seminario	1	4	90以上	30
Cazzuça Cuchinotçu residencia	2	1	5	8
Ariye residencia	1	1	3	5
Ximabara residencia	1	1	5	8
Saigo residencia	1	1	3	5
Ilhas de Amacussa Xiqui residencia	1		3	6
Saxinotçu residencia	1	1	3	5
Cozzura residencia	1	1	3	5
Vomura Tonê residencia	1	1	3	5
Fizem junto à fortaleza casa				
Isafaye residencia	1		4	5
Fundoyama residencia	1	1	3	5
Yagami residencia	1		3	5
Fucafori residencia	1		3	5
Chicugo Yanagava casa	1	1	4	10
Chicujem Facata casa	2	2	14	18
Aquizzuqui residencia	1	1	5	12
Bujem Cocura casa	2	3	8	25
Bungo casa	2	1	6	12
Firoxima casa	2	1	7	15

場 所	パードレ	イルマン	同 宿 Colleqians	奉 仕 の モ ッ ソ
Miaco				
Baixo casa	3	9	18	20
miaco de Sima	1	1	3	5
Vozaca residencia	1	1	7	8
Fuxim casa	1	1	5	8
Sacai residencia	1	1	4	6
Fococu				
Kanazawa	1	1	4	6
計	63	74	301	422

をとって行なわれたもの(40)のようである。

以上のように、同宿の場合と同様に、モッソにも修院に固有の者と、各パードレの外出巡回時に、彼に同行するように定められていた二名の者とが存在していたと考えられる。やがて、この種のモッソ(特にパードレの外出巡回用に定められていたモッソや同宿)は

外出時はともかくも、修院に戻ってからあたたかそのパードレ固有の私的奉仕人のごとく扱われるといった習慣を齎らしたようである。一五八六年二月二〇日付コチン発のヴァリニャーノ書翰は、先の『助言と忠告』に対して示された疑問と批判への弁明を為すべく総会長に書き送られたものであるが、その中で彼はこの事に詳しく触れ、前任の日本布教長カブラルが「セミナリョや修院の中においても、同宿やモッソが自己個人の奉仕人であると明言したがる人々がおり」とローマに書き送った事に対して、自分は、現日本準管区長ガスパル・コエリョ Gaspar Coelho と豊後の地区長ペドロ・ゴメス Pedro Gomez にあてて「特定の」同宿やモッソが、外出のためにパードレに対して決められていることに不都合があるならば、それをとり除くように。」指示したとして、弁明につとめている。(41)一五九〇年に開催された前述の第二回総協議会でもこの事が議題の一つとしてとりあげられている。そこにおいても結局、現在それを改正するのは不都合であるとして、従来からの方針が追認されている。(42)

このような事情を反映して、パードレに同伴するために決められている特定の者であっても、修院では他の者と同様に、院長の命令に従い修院共通の仕事に従事するようといった趣旨の規定が何度か出されている。例えば、『助言と忠告』の改正文一八八項には次のように記されている。

「パードレ達は次のような方法で派遣されるように。即ち、キリスト教界のある部分を担当する各パードレは、告解・埋葬やミサを立てたり、その他の職務に相応しい仕事をするために、田舎 *indaca* を巡回に行く時にイルマン一人と、ミサを援助し、祭壇やその他必要なものを整えるために、同宿一人を連れてゆくように。上長は、この同宿を村における必要度に応じて、一人または二人のモッソと共にパードレに付与するように。モッソは修院にいる時は、一般に上長の命じた仕事に就くように。⁽⁴³⁾」

一六一二年のパシオの『服務規定』三章三項では、
「住院においては、一八才以下の幼ないモッソは持たれないように。しかし、大きな修院で、共通に奉仕するためであって、ある「特定の」パードレやイルマンに奉仕する

ためでなければ、そういう「一八才以下の」者でもいることができる。」

更に続けて四項では、

「一般の修院にいるパードレは一人以上のモッソを持たないように。また田舎に行く為にもっと多くの者が必要であっても、管区長の許可なしに、それを認めてはならない。」

また、五項では

「いかなるイルマンも、管区長の許可なく固有のモッソを持たないように。」

といったように規定されている。⁽⁴⁴⁾これらの規定を見る限りでは、パードレに対する個人的奉仕人としての性格を持ったモッソが、廃止もしくは減少の方向にむかっていったとは考えられない。むしろ逆に、容認されてゆくようになっていったと考えることができそうである。しかも（管区長の許可が必要であったにしろ）イルマンにまで広がっていったようである。

パシオは更に続いて六項に、

「パードレのモッソも、イルマンのモッソも Assim os Moços dos P.ªs como os [moços] dos Irmãos 彼等が奉仕しているパードレやイルマンが、彼等を必要としない時には、上長の判断でそれぞれの性向に応じて修院において他の修院のモッソとともに奉仕するように。」と規定しており、パードレのモッソ、イルマンのモッソといった表現まで使用している。また、パードレやイルマンが彼等を必要としない時にはじめて修院の仕事に就くといった規定の内容から、これらのモッソの私的奉仕人としての性格は一層濃厚になっていったものとも推定し得るようである。

このような傾向に対しては、会の内部からも批判が生じている。一六一八年九月三〇日付の書翰で、フランシスコ・ビエイラ Francisco Vieira は、前述の一連の規定を作成したパシオに対し、「多くの従僕を従えて、自分の世話をさせたり、通常自分の私室で食事をするなど、いたって無頓着に会以外の私事のために上長の経費を増大させる等の所行を最も働いた人物である。」と批判し、「日本の最高の上長達は多種の従僕を従えて、奉仕や扈従をさせたり」し

ていると非難している。⁽⁴⁶⁾ ビエイラはこの書翰でイエズス会上層部に対する批判を展開しており、確かにモッソの人数等につき明確な制限のなかった上長達の中に、このような傾向が強かったとも言えるのであるが、これは単に上長達だけに限ったものではなかったのではないかと思われる。とまれ、この種のモッソの存在は、修道士としての清貧理念の上からも、また教会の経費といった面からも、数々の問題と批判とを生ぜしめていたと言いうことができる。

経費について、パシオの『服務規定』九章、「会員や同宿の衣服について」の七項では次のように述べられている。

「同宿は、小者のように俸給 *estipendio* によって奉仕しているのではなく、功力 *Curia* によって奉仕しているのであるから、パードレは小者に与えるように、毎年布子 *Nunoco* や帷子 *Catabira* を彼等に与える必要はない。⁽⁴⁷⁾」この規定自体は同宿についてのものであるが、我々はここから、小者（モッソ）には俵給が与えられかつ、布子や帷子が毎年支給されていたと考えることができる。（布子・帷子＝俸給と解釈できない事はないが、一応ここでは、仕

着せ給金払いと解釈しておく。

モツソは、結婚すれば原則として解雇されたが、特別の技能者は住院の外に家を持ち、通いで教会に奉仕することも可能であったようである。⁽⁴⁸⁾ その他の単身のモツソは、皆修院内で生活し、年令によって区分された場所で寝起きしていた。⁽⁴⁹⁾

以上述べてきたように、モツソは原則として、いわば仕着せ給金払いの単身の奉公人といった性格を持っており、教会全体にとっても、またパードレ各個人にとっても、日常生活全般にわたって必要不可欠の存在であった。しかし、それがために一方では、私的奉仕人としての性格が容認されてしまい、修道士としての清貧理念の面からも、また教会財政といった経済的な面からも、多くの非難を招いていた⁽⁵⁰⁾ と言うことができる。

最後に、これらのモツソは帯刀していたようで、この点に対しても批判が為されている。

「パードレ・パシオは、同宿および殿原と呼ばれるいろいろな従者を伴って長崎を歩いた。彼等は、我々の間の召

使い小姓・楯持に相当する。というのは、刀と脇差を身につけているからである。ポルトガル人達が当地「マカオ」に来て、長崎においてイエズス会パードレが帯刀した日本人を従えて歩いていたことや、その他これに類した振舞について残念そうに語り、我々は非常に恥しい思いをした。」⁽⁵¹⁾

五

既述の論文中でロペス・ガイ師は看坊にも言及し、その性格をインド布教におけるカナカピレイとの類比をもって論じている。確かに日本の看坊はカナカピレイと類似した性格を持っていると言えるが、その起源は、むしろ単なる教会の建物の留守番役にあると考えた方が妥当であると思われる。フロイス Luis Frois は一五六一年にガスパル・ビレラ Gaspar Virera が都から堺へ布教にむかったことに触れて、「パードレ「ビレラ」は、二、三人のキリシタンをみやこの教会の番人、且つ世話人として後に残して、その年八月堺へたった。」と記している。⁽⁵²⁾ また、一五六三年四月二七日付堺発のビレラ書翰には、彼が再度堺へ行ったこ

とについて記しており、

都のキリシタン等に教会を托し、一人の老いたるキリシタンを番人 *guarda* として留め、堺へむかつて出発した。」と述べられている。⁽⁵³⁾ このような者が次第に、パードレの常駐しない教会の諸事及びキリスト教徒の維持・管理を行なうようになっていったと考えられるのである。

ところで、同宿の場合と異なり、看坊という日本語はあまり一般的には用いられなかったようで、むしろ、ポルトガル語による説明的な表現——教会の世話をする者 *lo q tem cuidado da igreja*・教会の責任をもつ坊主 *Bonzo q tem conta da igreja* 等——が史料には多く見出せる。

私の見たごく僅かな史料の中では、一六〇三年一月六日付のディオゴ・メスキータ *Diogo Mesquita* 等が作成した証明書が、看坊 *Cambo* という日本語の使用例の嚆矢で、そこには次のように記されている。

「これらの学生や同宿の他に、他の剃髮者がいる。当地では、それは看坊 *Cambo* と呼ばれ村にある教会の世話をし、祭壇を整え、教会を清潔にし、村々の子供やその他

の人々にドクトリナを教え、病人を訪問し、告解をさせるためにパードレを呼びにやったりする。として、彼等〔村人〕に、その村々が陥っている肉体的精神的無節制と窮状を知らしめる。それは、パードレができるだけ彼等を救済するためである。(中略) 会は、全ての看坊に対してそれぞれの身分〔品性〕 *calidades* に応じて正当な給金 *soldada* を与えている。彼等は日祭日に教会に村人が集まり、彼等に宣教によって援助を与える事のできるパードレやイルマン、あるいは同宿が見つけれない時には霊的な本を何冊か読んでやる習慣である。⁽⁵⁴⁾」

この史料を含めて、私の調べた限りでは看坊という日本語が使用されている史料は全て一七世紀にはいつてからのものであった。⁽⁵⁵⁾ 一方、前述のポルトガル語による説明的な表現は、かなり早い時期から見られ、一五六六年九月一五日付、イルマン・フェルナンデス *Fernandez* の書翰を嚆矢に、目についただけでも二〇通をこえている。一七世紀にはいつてからのものも四通程あった。⁽⁵⁶⁾ これだけの史料からでは正確なところはつかめないが、看坊という日本語は

同宿という日本語程頻繁に利用されなかったか、あるいは仮に一般化したとしても、その時期はかなり下るものと考えられる。⁵⁷⁾

一五九二年のヴァリニャーノの『服務規定』と一六一二年のパシオの『服務規定』を比較するとその間の変化を窺うことができる。ヴァリニャーノの一三章九項には、

「また、教会の世話をしている者のうち、村々のために印刷されたドクトリナを村人達に読み聞かせる何人かの坊主がいるよう努められるように、また、このドクトリナを教えている何人かの盲人もいるように。そして、以後当分の間は、ある時は祈りの、またある時は問答のドクトリナが〔というように〕印刷されたドクトリナ以外は教えられないよう努めるように。」

とある。一方パシオの一〇章八項には、

「教会には読みのできる看坊がいるように。彼等は教会の世話をし、オラショ〔祈り〕を教え、住民に印刷されたドクトリナ・キリシタンやその他の靈的な本を読むように。またドクトリナ・キリシタンを教えている貧しき良きに。」

キリシタン教会内の非会員日本人I

キリスト教徒もいるように。更に、当分は印刷されているもの以外は教えられないように。⁵⁸⁾とあり、「教会の世話をしている者〔坊主〕」から、「看坊」へと呼称の変化を見ることが可能である。

パシオは、その看坊の維持費について次のように記している。

「全てがその地のキリスト教徒のために行われているのだから、土地のキリスト教徒が看坊を維持するように努めるように。」実は、この方針は既に、一五八〇年代には立てられていたものである。⁵⁹⁾

しかし、これに関して、『一六一四年から一六一七年の現在に至る迄の間に、日本において、この最近の迫害の全期間を通じて当地のキリスト教界の維持と教化のために働いた人々の数と、彼等が訪れた土地の数に関する小報告』と題する史料には、

「そして、今でさえその布施と俸給を与えて〔イエズス会は〕彼等〔看坊〕全員を援助している。」⁶⁰⁾と書かれており、イエズス会が維然として看坊に対し財政援助をせねば

ならなかった状況が示されている。

看坊はカタログの中では常にモッソと同列に（多くは一緒にして）記されており、人数もまたモッソとの合計で示されている。そのため、看坊だけ（モッソだけ）の人数はかなりつかみ難いと言える。他の史料でも、その人数を具体的に示しているものは極めて少なく、現在まで三通しか見あたらなかった。即ち、一六〇三年一月一二日付日本司教ルイスセルケイラ Luis Cerqueira の書翰に一七〇人一六〇四年二月頃のパシオ書翰に一六〇人、一六〇三年一〇月八日付マカオ発ヴァリニャーノ書翰に「一九〇人を超える教会の世話をする者……」とある三通の史料である。⁽⁶¹⁾しかし、これらの数字は、パードレやイルマンが常駐してはいないが、ある程度維持すべきキリスト教徒を持つ教会の数と密接な関係があり、その点軽視できない意味を持っているとも言い得よう。⁽⁶²⁾

（更に、看坊を一向宗における講・道場の組織と対比することも可能であろうが、今のところ十分な史料が見つけれないでいる。この点多くの御教示と御批判を願いたい

と思う。）

六

これまで述べてきた、同宿・モッソ・看坊という三区分では捉えきれないものとして、殿原 tonobara があげられる。『来客の世話をする者の規則』一〇項に、

「また、院長に関しては来客に対する諸事や奉仕をうまくとりしきることのできる一人の殿原を修院で常に持つよう努めるように。」と書かれている。⁽⁶³⁾等二回総協議会諮問五に対する裁決には、

「来客のために有 sacanas やその他の料理をつくることができ、座敷 *saxiquis* で来客の接待をし、その身分に相応しい雑用をするために諸方へ使いに出る事のできる殿原を一名おかねばならない。」

とあり、殿原は前述の茶の湯者や門番に近い性格のものであったと推定できる。⁽⁶⁴⁾

パシオの『服務規定』八章七項には、

「同宿や殿原や小者は、管区長が他の方法で扱われる方

が良いと考える同宿や剃髪者以外は、食事や衣服について彼等の階級に応じ、これについて定められている指令に従って、全ての地方で同じように扱われるように。」

と規定されている。⁽⁶⁵⁾

しかし、カタログではこれらの殿原についてほとんど言及されておらず、その人数に至っては全く記載がない。また、諸規則にも殿原という語自体はあらわれるが、その職掌や教会での位置などについての具体的な規定は皆無といつて良い程である。このため、これ以上殿原について論ずることができない。ただ教会は、殿原を交際や交渉の諸事を「うまくとりしきることのできる」者として利用し「その身分に相応しい雑用をする」者であると考えていたようであり、このことは、(単にキリシタン教会における殿原ばかりでなく)殿原というものの一般的な性格を考える上で看過し得ない点ではないかと思われる。

七

ここで、同宿やモッソを統轄していたと考えられる役人

キリシタン教会内の非会員日本人I

vacunin という者について述べておく必要がある。再三引用して来た、ヴァリニャーノの日本規則の一つに『役人の規則』と題されたものがある。その二項めには、

「その主要な仕事は、台所・食堂・食品室にかかわる諸事がうまく整えられること、パードレ・イルマン・同宿・モッソがその時間に食事できるように適当な時間に「食事が」準備されること、それぞれの事に対しその時間に鐘をならさせること、である。」とあり三項めには、

「会員のいかなる者に対しても優位に立つてはならないが、同宿やモッソに関しては別である。彼等については、全員が大きな者と幼ない者とは別れて、適当な場所で寝るように、そして、時間を無駄にしないで、全員が自分の仕事に就くよう気を配るように。また適当な時にモッソを罰することができるが特別な罰 *castigo extraordinario* を彼等に課す必要のある時には、上長に報告せずにそれを行なつてはならない。同宿を罰する必要がある時には、同上長の命令に従ってそれを行なうように。」と記されている。更に四項めには、

「修院の職人が彼〔役人〕に服従し、規則を持ち、それを読んで守るよう気をつけるように。また、だれか職人が派遣されたり欠けたりした時には、上長に適切なことを申告するように。また新しく〔修院に〕はいつて来る者が、職務について教育されるように気を配るように。」と述べられている。この他に諸物品の購入・支出についての諸注意や、買入れ係 *comptador* に銀を与え種々の品物を買いにやらせる等々の仕事役人の職務として記されている。⁽⁶⁶⁾ このように役人は、修院内の俗務の統轄者といった性格を持っており、多くの同宿やモッソは彼の指揮監督下にあったと考えることができる。

カタログにおける役人という語の使用例は一六〇六年の小カタログに、イルマン・アンブロービオ・フェルナンデス、イルマン・ロマンがそれぞれ長崎・有馬において役人と記されている一例だけである。⁽⁶⁷⁾ しかし、事実上前述の規則にあったような職務を荷った者は、一六〇六年以前も以後も、ポルトガル語による説明的な表現をもって示された場合が多かったようである。例えば「修院の世話をする」

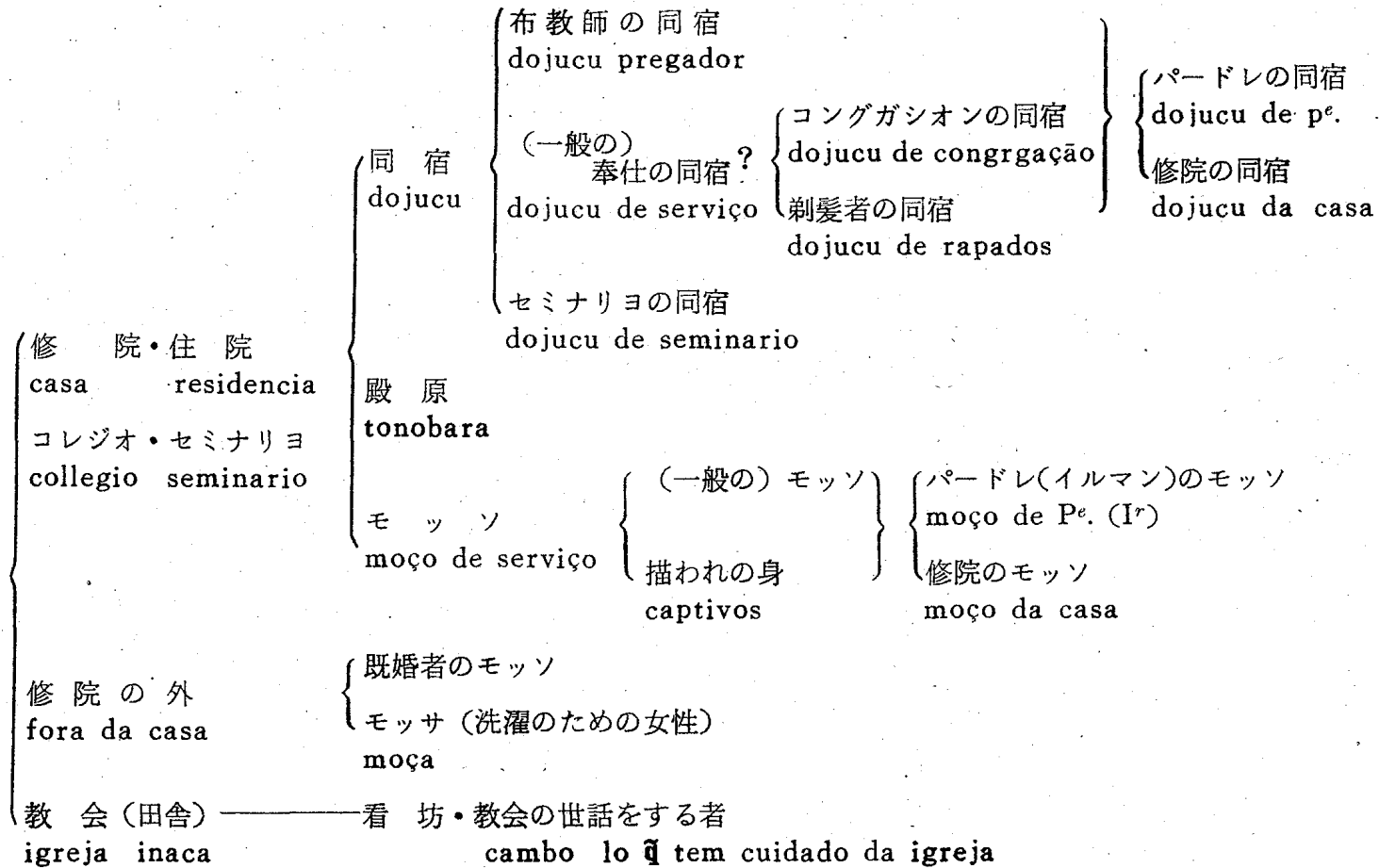
「食堂・食品室の世話をする」「その他の修院の仕事を担当する」とかいいたように記されている者も（規則にある役人としての任務を全て担当していない場合もあったであろうが）一応、役人と見る事ができるであろう。⁽⁶⁸⁾

既に述べたように、大部分の同宿やモッソはこの役人の管轄下にあったわけであるが、役人の他にも、「来客の世話をする者」は「住院の他の奉仕に従っている者でない何人かの十分なモッソ」を持っていたし、財務担当のプロクラドル *Procurador* も「輸送や荷造り、荷解きを援助したり、その他プロクラドルの他の職務を行なうのに必要で十分なモッソを持つ」ことが可能であったようである。⁽⁶⁹⁾

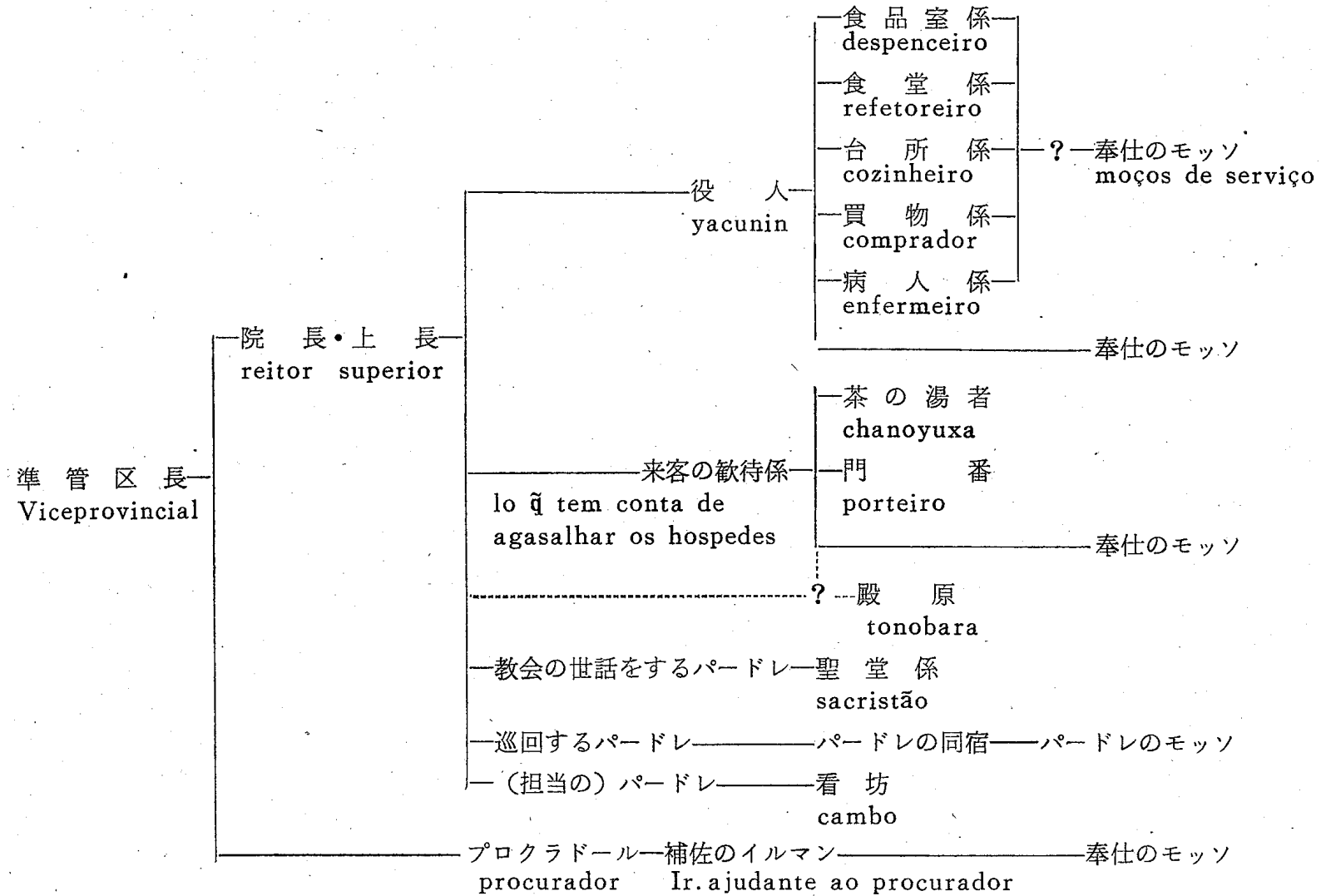
更に、三、四章で述べたように、各パードレも固有の同宿やモッソを持つようになっていったわけであるが、それらの同宿やモッソがどのような形で役人と各パードレの管轄下にあったかについては残念ながら明らかにできなかった。その点では、「来客の世話をする者」やプロクラドルのモッソについても同様である。

最後に、不十分ながらこれまで述べて来た区分・役割・

表II 〈非 会 員 の 区 分〉



表Ⅲ 〈俗事及び看坊の指揮系統〉



指揮系統をおおまかにまとめて表Ⅱ、Ⅲとして示しておくことにする。これは、あくまでも規則をもとにして作成したモデルであって、現実を正確に示しているとは言いがたい。また、全ての修院（住院は無論のこと）にこれらの組織及び人員が揃っていたと考えることもまた当然でない。この二つの表は、このような限界を持つものであるが従来、こういった視点からの研究が為されて来なかった現状では、僅かながらもそれなりの意味があるように思われる。以上、大変未熟ながら報告をして来たが、多くの方々の御批判を仰ぎたいと思う。

註

- (1) 表Ⅱ(六五頁)参照、なおこれらの各グループに日本人以外の者も存在していたのは確実である。同宿については、Josef Franz Schütte. S. J., *Monumenta Historica Japoniae* I pp. 264, 266
モッソについては、Evora Cartas I f. 42r, 村上直次郎『イエズス会士日本通信』七五頁
J. L. Alvarez-Taladriz, *Sumario de Japón* p. 488 n. 54
Monumenta Xaveriana ex autographis ex antiquioribus exemplis collecta I pp. 525, 575

キリシタン教会内の非会員日本人 I

(2) Lopes Guy S. J. 「キリシタン史上の信徒使徒職組織」(『キリシタン研究』第一三輯所収)

Joseph Wicki. S. J., *Documenta Indica* vol. XI p. 16, *Regimento pera os Padres que estão nas costas de Travancor e Pescaria, Dos meirinhos e canacapoles*

(3) Evora II f. 7, 村上『年報』上一五四頁

なお同宿という日本語の史料における初出時期について断定的なことは言えないが、かなり早い時期に属すると考えられるものには、一五八〇年六月二四日付『日本の上長のための規則』*Regimiento para Superior de Japon, Archivum Romanum Societatis Jesu. Roma. Jap-Sin 8 I f. 256-62v, 264-7*
同年六月二八日付『ヤシナリ』で守らるべき規則』*Regimiento que se ha de guardar en los Seminarios, Jap-Sin 22 ff. 41-2, 43-4*, 同年八月三日付口ノ津発カブラル書翰 *Jap-Sin 8 I ff. 268-70* などがあげられる。(Jap-Sin 2 については、*Institutum Historicum Societatis Jesu* の御厚意によるマイクロフィルムによる)(Jap-Sin 8 I, 22 については、上智大学キリシタン文庫架蔵写真版本による)

(4) Jap-Sin 2 ff. 26v-28, なお、これに先立ち長崎で予備会議が開催され、一二番めに修院内の日本人イルマンや同宿をポルトガル人と同等に扱うべきか否かが討論されており、カブラルを除く全員が同等に扱うべしとの見解を示している、一五八〇年八月六日長崎発総会長宛ヴァリニャーノ書翰 *Jap-Sin 8 I*

f. 273v.

- (15) Jap-Sin 2 ff. 63v-64v (Alvarez, Sumario pp. 194-5, n. 18)

- (16) Advertimentos e Avisos acerca dos costumes e catangues de Jappão, J. F. Schütte, S. J., Il cernomiale per i Missionari del Giappone pp. 140-3 矢沢利彦他訳『日本イエズス会礼法指針』六一頁

- (17) Schütte, Il cernomiale p. 240 (矢沢、前掲書 九九頁)

- (18) resolución, Jap-Sin 2 f. 80v, Alvarez, Sumario p. 194 n. 18 及び Jap-Sin 49 f. 243v, Regimento para os Padres q estão nas residencias de Jappão 「すでに布教をつづける同宿のバードンは通常食卓や食事の奉仕をせざるべきではない。(中略)その他の同宿は、修院で食卓の奉仕を行なう……」また、布教をつづける同宿は、時々バードンと一緒に食事をせざる特権を持つことについても述べられている。(Jap Sin 49 以下) 及び Institutum Historicum Societatis Jesu の御厚意によるマイクロフィルムによる)

- (19) Alvarez, Sumario Chap. XV p. 188 及び註 (15) の史料参照。

- (20) J. L. Alvarez-Taladriz, Adiciones del Sumario de Japón pp. 637-8 (『キリシタン研究』第一六輯 二五二-七頁) JapSin 2 f. 99v. Regras pera os dojucus

- (21) 「殿原」を指すと思われる。本文六章参照。

- (22) Schütte, Il cernomiale pp. 146-7 (矢沢、前掲書 六三頁) 大航海時代叢書IXロドリゲス『日本教会史』上 三三五-三三八頁、四二七頁等の奏者番についての記述参照。

- (23) Jap-Sin 2 f. 108 「特別な挨拶が捧げられるような来客や伝言があれば、その者が歓待されるようにすぐそれを来客の歓待をするイルマンに知らせるように……」等々。なお、Regulae Societatis Jesu, Romae 1948, pp. 30-5

- (24) Ibid f. 106v, f. 107.

- (25) Ibid ff. 101v-3v. Regras do que tem conta de agasalhar os hospedes 具体例としては、一六〇三年一〇月の日本・中国の小カタログには、Ir. Sanguí Gomez, porteiro e hospedes dos Japões—Jappão, 一六〇六年の日本の小カタログには、Ir. Jorji, tem cuidado dos hospedes, 一六二三年二月の日本管区の小カタログには、Ir. Leonardo Quimura Jappão, tem cuidado dos hospedes de fora. Ir. Paulo, Jappão, tem cuidado dos hospedes 等々があげられるが、原則として日本人イルマンが担当したようである。(以上 Schütte, Monumenta I pp. 443, 493, 553, 557) また門番が必要な時には茶の湯者の援助にもまわったようである。Jap-Sin 2 f. 108 Regras pera o poreiro (7) 「もし、茶の湯者の同僚となる時には、上長が彼に命ずるところに従って彼の仕事を援助するものと。」

- (26) Schütte, Monumenta I p. 295 (285-325) Rol das casas

& Residencias que tem a Companhia na Viceprovincia de Japão neste mez de Novembro do anno 92, com os nomes dos Padres & Irmãos que nellas residem. (2) Rol dos dojicos que estão nas casas de Japão com outra gente de serviço.

(17) 一五九〇年八月一三～二五日にわたって開催された加津佐での第二回総協議会では、イエズス会士共通の規則 *Reglas comunes* (イエズス会本部で作成された全イエズス会士に対して効力を持つ規則、Alvarez, *Adiciones* p. 598 n. 16, p. 647 n. 2) を日本の事情に合わせて改正する事(これはヴァリニャーノの『服務規定』第1章に具体化されている。Jap.Sin 2 ff. 125v.)とともに、「全員が一致した第二点は、巡察師によって設けられた全ての規則と命令 *los Regimientos todos y ordenaciones* を同じパードレ達〔ペドロ・ゴメス、フランシスコ・カルディロン、ペドロ・ラモン、アントニオ・ロペス〕の手によって当時それらについて得た経験と生じた変化をふまえて、より都合よく命令され得るために変更したり、検査したりすること」が諮問の答申として提出された。(Ibid. pp. 597-8) これを受けたヴァリニャーノは、その裁決で『助言と忠告』について言及し、改訂してローマに書き送ることを決めている。(Ibid. pp. 647-8) 一五九二年二月三～一四日わたる第一回管区会議 *Primera Congregación* では、第三四章で同様の問題に触れ、「管区会議は巡察師に次のように要請する。すなわ

キリシタン教会内の非会員日本人

ち、師はこの点(日本の習慣や気質)について日本事情に精通し、かつこの種の習慣についてもよくわきまえた人々の手をわずらわして、先に作られた *Compendium* の再吟味を命じ、それを簡単な形にまとめ、神父達に関するものを茶の湯者 *ch-anoyuxan* 及び客の接待に関するものから区別していただきたい。」と決定している。(Ibid. p. 728 及び家入敏光『日本のカテキズモ』の邦訳参照) このように、従来の規則、特に『助言と忠告』の改訂とともに、その中で聖務と俗務が混ぜられていることに対し、その切り離しが決定されていたわけである。俗務にかかわる規則が一五九二年の日本の規則中に独立した規則として数多く作成された背景の一つには、こういった事情があったのである。(Jap.Sin 12 I ff. 11v-12 参照)

なお、*Reglas comunes* のインド到着やインドにおける改正等については、一五八一年五月三〇日ゴア発ルイ・ビセンテの総会長宛書翰に、「当インドに去一五八〇年に到着した三隻の船で、尊師の私への何通かの書翰と、*reglas de los revis-tas* が送られて来た」とある。(Wicki, *Documenta Indica* Vol. XII, p. 274) また、一五八三年二月一三日～二五日にゴアで開催された第二回インド管区会議では、四四項めにインドの事情に合わせて改正することについて討議されている。(Ibid. vol. XIII, pp. 351-2) 更にヴァリニャーノは『インドのスマリオ』一九章でこの規則が全て遵守し得ないことを述べている。(Ibid. p. 230, 同様の記述は二四章にも見られる Ibid. p. 252 及び Jap.

Sin 12 I ff. 12-v)

- (81) Jap-Sin 2 ff. 109-v. Regras do Sacristão cf. Regulae pp. 62-9. イニムビと種々なふたのち tangedor の役目であった (Wicki, Documenta Indica vol. XI, p. 29, Regimento pera os Superiores que estam nas fortalezas 21.) 日本にも tangedor と呼ばれる者がいたが、それはオルガン奏者を指した。(Schütte, Monumenta I p. 554) また、その他の sacristão の職務は、イニムビは canacapoles が行なっていた (Wicki, Documenta Indica vol. XI, p. 29.) 「sacristão は教会の世話やイニムビ p. que tem cuidado da igreja と服従」……」

(82) Jap-Sin 2 f. 111v. cf. Regulae pp. 44-9

- (82) Ibid. f. 112. なお同宿は、食事を作る作業そのものに常に関与していたわけではなく、通常食事を作るのはモシンの役割であったように、この辺が同宿とモシンの職務上の境になっていたようにある。 cf. Regulae pp. 50-1

(83) Jap-Sin 2 f. 110, Regras do despenceiro cf. Regulae pp. 48-9

以上の外に『病人係の規則』Regras do enfermeiro f. 110v がある。 cf. Regulae pp. 34-7

- (84) Ibid. ff. 125-147v. Obediencias do P.º Alexandro Valig.ºo visitador tirados Das resoluções q̃ pelle se derão assi sobre a pr.ª consulta geral de Japão, q̃ fez

no anno de 80 como sobre a 2.ª q̃ se fez no anno de 90 en Cazusa e sobre a 3.ª q̃ se fez en Nagasaqui no anno de 92 juntamente con a 1.ª congregação q̃ depois della se fez, das quaes cousas todas e das mais ordenações q̃ p.ºo tinha deixado, depois de bem examinadas e revistas se tirarão as seguintes obediencias q̃ to-dos os reitores hão de ter e fazer guardar exactamente en Japão—de dogicos cap 11.º f. 133 (第二回総務協議会諮問一三に対する答申と裁決参照) なお、これまでの日本規則について Jap-Sin 11 I ff. 173-4v, 11 II ff. 286-7v. の「イニムビ日本の巡察師から総会長に要請される諸事の覚え書」Memorial de las cosas que se piden a N. P. general por el visitador de la India y de japon と題する文書があり、その第五項には「日本に適合されるように、院長や他の職務の規則 Reglas や規定 Regimentos が(一五)九〇年に加津佐で開催された(第二回)総協議会及び(一五)九二年の長崎で開催された(第一回)日本準管区管区会議における議決に従って——これについては尊師に他の詳細な書翰が送られる——定められた他の忠告や命令 avizos y ordens ともに守られるように命じていただくことである。」と記されている (Jap Sin 11 I, 11 II については上智大学キリシタン文庫架蔵写真版本 246号)

- (85) Biblioteca pública da Ajuda, Jesuitas na Asia 49-

IV-56 ff. 146-170v, Obediencias do P.^e Alexandre Valignano Visitador da Provincia de Japão e China, revistas e concertadas pello P.^e Francisco Passio Visitador da mesma Provincia para Instrução dos Reyttores, anno de 1612, Cap 1.^o, das Regras (岡本良知『Jesuitas na Asia』写真版本第三冊による)

(24)(25) Ibid, dos dogicos Cap 8.^o ff. 156-7v.

(26) Evora I f. 67v. (村上『通信』上一七二頁) ff. 83v-4 (p. 206),

Alvarez, Sumario Chap XV, (松田毅一他訳『日本巡察記』八九頁)「仏僧の場合でも、我々の場合でも、剃髪してこのように教会に入った者や、両親が子供を教会に捧げた場合には、俗世をすててその境遇で生活し、能うれば僧侶になることを表明

した者と考えるのが日本一般の風習である。」

(27) 拙稿「キリシタン教会内の非会員日本人、II 教会組織の構成と問題及び教会と日本人の関係について」(『史学』四九—一近刊) 参照。

(28) Ajuda 49-IV-56 f. 156v. なお、f. 158. cap 9.^o「会員と同宿の衣服について」六項には「管区長の判断でこれについて特権を持つに価する者以外は、同宿の裕 avaxes や布子 nunocos は通常青色であるように。」

(29) コングレガシオンの同宿 dogicos de congregação (Passio Obediencias cap 8.^o) という者の存在が一定の意味あいを持っていうようであるが、具体的な史料に乏しく、現在それに深く触れ得ない

(30) Wicki, Documenta Indica Vol. X pp. 265-6 (Doc. 16)

表		IV
Jap Sin	Ajuda	
§1	欠	
2	欠	
3	欠	
4	§1	
5(欠有)	2	
6	3(一部異)	
7	4(")	
8	5	
9	6	
10	7	
11	欠	
12(欠有)	8	
13	9(一部異)	
14(欠有)	10	
15(大欠有)	11	
16	12	
17	13	
18	14	
19	15	
20	16	
21	17(一部異)	
22	18(大有欠)	
23	19(一部異)	
24(欠有)	20	
25	21	
26	22	
27	23	
cap 6. ^o 1	24	
2	25	
3	29	
4(欠有)	27	
5(欠有)	28	

(35) Ibid, pp. 228-9, 350.

pp. 316-59. 一五十七年一月三十一日付ローテ発「Responsiones Reverendi Patris Nostri Generalis ad Congregationem Indiae Orientalis celebratam Goae mense Decembri anni Domini 1575.

(33) Jap-Sin 2 ff. 120-4 (f. 122v) Obedientias de Nossos P.^{tres} Gerais de Roma tiradas do cap 4.^o e seis do Sumario das cousas q̄ pertencem aa Prov.^a da India pera se guardarem nas casas e residencias de Japão. 同文書は Ajuda 49-IV-56 にも現存する。双方ともに欠落や誤記が多く、相互に充て合って利用せねばならない。蛇足ながら両者を比較しておく。(表IV)

(33) Wicki, Documenta Indica Vol. X pp. 523-3 (Doc. 31 A) 一五七六年四月?ゴア発ヴァリニャーノのインド管区の上長宛書翰「第六は、これに関して、その中に捕われの身 capti-veryo の者の名前、期間、と正当な理由 el justo titulo を書くことのできる一冊の帳簿を作るか、修院の帳簿の別の項目の中に書きこんで、我々の修院にいる奴隷の正当性の理由 los justos titulos de los esclavos を調査することである。また、正当な理由がない者、長い間働いてきて自由になるに価する者については、管区長のパードレに通知するように。またドクトリナを唱え、うまく告解し、聖体拝受することのできるためによく教導されるように。毎月それ〔告解?〕があるように

気を配り、その他の事においても良く扱われ、祭日には気晴しが命ぜられるように。』

(34) Alvarez, Adiciones pp. 603-7. Quinta pregunta.

(35) Ibid. pp. 653-8 Resolución de los ministros y gente de serriço de los Superiores y demás Padres, なおこの二人の剃髮者の一方は茶の湯と伝言の授受にあたり「portero のように奉仕する。」他方は、主として来客の世話にあたるという。(Ibid. p. 655) 更に殿原は、肴をつくり座敷で奉仕するためという。(六章参照) また洗濯については Valignano, Obedientias Cap. 14 § 6. 「全く同様に同修院には洗濯 Xe(n)taqu をする、即ち、帷子 catabiras や袷 avaxes 長衣やその他パードレ・イルマンや同宿の衣服を洗うための定められた場所があるように。そして、各人が好む時に自分の衣服を洗うように命ずることができるよう、この仕事のために一人か二人のモッソが決められているように。また外部にも修院の中では洗うことのできない着物 quimoës を洗ったり、つくろったりすることをする仕事を負う女性を持つように」とあり、特にこの女性については、Jap-Sin 2 f. 36v. Regimento que se ha de guardar nos Seminarios にも述べられている。(表参照)

(36) ただし、規制を行なう権限は、一五九二年以降準管区長のみ限定されてゆく。 Alvarez, Adiciones pp. 607, 653-8, Valignano Obedientias cap(3) § 2, 5. Jap-Sin 2 f. 127v,

Pasio Obediencias cap13. § 2. ajuda 49-IV-56 f. 149v.

(註 (38) 参照)

(37) Alvarez, Adiciones p. 656. 「小さな住院のためには、小なくとも二人の同宿と茶の湯の世話をする一人の剃髪者、それに同様に前述の地区長達によって規制されたその他の奉仕のモッソを欠くことができなかったと私には考えられる。」

(38) Valignano, Obediencias cap(3) § 2. Jap Sin 2 f. 127v. 「八人をこすべきではない。即ち埋葬の援助をする一人の剃髪者、他の茶の湯の世話をする者、それに修院の他の奉仕のための五人のモッソと、パードレに同伴する一人の同宿である。J. cap 7. § 2. f. 130 「一人のパードレと一人のイルマンがいる修院や小さな住院のためには、そこには既に述べられたように奉仕人は八人をこえるべきではないのであるから、その俸給として毎年八〇タエルまでが与えられるように。」 Pasio, Obediencias cap 3. § 2. Ajuda 49-IV-56 f. 149v. 「修院が持つべきモッソの人数については、それらの差異や性格などのためにすべての修院が同一の人数であるわけにはゆかず、その制限は管区長に留保されるように、また一人のパードレとイルマンが住んでいるような小さな住院については、通常モッソは五人を超えるべきではない。」

(39) Schütte, Monumenta I pp. 515-39, Narração breve do número das casas, da gente, da renda, e gastos da companhia de Jappão, João Coelho, なお、この一部の訳

キリシタン教会内の非会員日本人

がヨゼフ・シュッテ「日本史料集第一巻——一五五三年から一六五四年までの日本カタログ及び関係文書について——」(『キリシタン文化研究会々報』第一八年 第一・二号九二—四頁所収)に載げられている。

(40) Alvarez, Adiciones pp. 656-8, Pasio Obediencias cap 3. § 10. Ajuda 49-IV-56 f. 150, 「一人のパードレがイナカへ行く時は、たとえ馬をつれてゆくとしても、多くても二三人以上をつれてゆくべきではない。」 Valignano Obediencias cap(3) § 2, 4. Jap-Sin 2 f. 127v, Pasio, Obediencias cap 3. § 1. 2. Ajuda 49-IV-56 f. 149-v. なお Jap-Sin 49. f. 246v. Regimento pera os Padres q estão nas residencias de Jappão, 「パードレがイナカに巡回に行く時は、その「一語不詳」のために必要なものを彼ら〔村人〕からもらったり、もらわなかったりする事において極めて慎重な小者comono を利用するもの」

(41) Alvarez, Sumario [Apendice] pp. 250-70

(42) Alvarez, Adiciones pp. 603, 653-8

(43) Schütte, II Cermionale <188> なお、この改正文の作成時期については、註(17)引用した史料の他に、Valignano Obediencias cap 14 § 10, Jap-Sin 2 f. 137 「また我々の修院では、これについて作成され、巡察師によって最終的に改訂、検査された忠告に従って日本の礼儀の習慣が守られるように。そして、それらを全員が守るようつとめるように。」とあり、一

連の規則作成時にこの改正文も作成されたと考えられる。

- (44) *Pasio Obediencias* Cap 3° § 3°, 4°, 5° *Ajuda* 49-IV-56f. 149v.

- (45) *Ibid.* なお、Cap 1° § 10° にも「個有の同宿」*os dogicos proprios*とか、「パードレやイルアンの小者」*comonos de P.ºs & I.ºs* とかいった表現がある。これらの表現はこの規定に対応するヴァリニヤーノの cap 1° § 9° には見られない。

- (46) 高瀬弘一郎「キリシタン布教とポルトガル人宣教師」(『日本ポルトガル協会々報』五 p.19-20)

- (47) *Pasio Obediencias* Cap 9° §7. *Ajuda* 49-IV-56 ff. 158-v.

- (48) *Ibid.* Cap 3° § 11 *Ajuda* 49-IV-56 f. 150 「通常、我々の修院では妻帯者のモッソからは奉仕されないように。もし眞の捕われの身の者 *verdadeiros captivos* である者が結婚を望みそれを拒否する理由がないときには、彼等について為されねばならないことについて自分の院長と相談するように、またもし、自由になる時には「結婚する時には」なにか特別の理由、パン製造人、仕立人、ナンバンの食事の上手な料理人等のよう到大変役に立つので上長が何人かについて免除する以外は解雇すべきこと」(C.R. Boxer, *Christian Century in Japan* p. 216, Alvarez, *Adiciones* p. 517, n. 11.) Schütte, *II Cermoniale* <61> 「比較的身分の低い人に対しては、この種の人々が泊まることのできる町人の家とか既婚者である修院の

使用人の家などを用意すればよいであろう。」

- (49) *Pasio Obediencias* Cap 3° § 3°, *Ajuda* 49-IV-56 f. 149v. 「院長はこれらの小さな小者(一八才以下の者)が火のついたカンデラの下で、大きな者達とはなれて寝わり、またできる限り彼等の世話をする者の監督下にあるようにという命令を与えるように。」

- (50) 清貧理念からの批判としては先のビエイラの書翰(註(40)本文)を、不必要な経費の増大といった面からの批判としては、一六一五年三月二五日付長崎発カルロ・スピノラの書翰(拙稿「キリシタン教会内の非会員日本人、II 教会組織の構成と問題及び教会と日本人の關係について」参照)などをあげることができるが、両者は密接な關係を持ち両者を組み合せた形での批判も多く見うけられる。例えば、一六一七年二月一日付 *Munio Vitelleschi* よりビエイラ宛の書翰 *Jap-Sin* 3 f. 54 等(*Jap Sin* 3 については上智大学キリシタン文庫架蔵写真版本による)なお、高瀬弘一郎『キリシタン時代の研究』五四-六八頁参照。

- (51) 一六一五年一月五日付マカオ発マヌエルディアスの総會長宛書翰、高瀬弘一郎「キリシタンと統一権力」(岩波講座『日本歴史』九一二頁) Schütte, *II Cermoniale* <24> pp. 140-3 「モッソ達は慣習通り、刀だけは帯びてゆくように」またイエズス会以外の修道士もモッソを使用していた。 León Pagés, *Histoire de la Religion chretienne au Japon* II. Anne-

xes p. 357. 「そこには既に、フライ・グティエレンと同宿シ
ン、それに奉仕人ミケルが……。」(インドについて註(36)
引用史料参照)

(52) 柳谷武夫訳『フロイス・日本史』二二二四頁

(53) Evora I f. 139. (村上『通信』都編上七七頁)

(54) Alvarez, Sumario p. 186. n. 6, Boxer, Christian Cen-
tury p. 223

(55) 一六〇三年一月―九月 Catalogo Br. Jap-Sin, Schütte
Monumenta I p. 462. 及びその n. 22. 一六〇三年一〇月
Catalogo Br. Jap-Sin, Ibid. p. 451, (“(o)s cambos que
são os que têm cuidado das igrejas” 等の興味深い史
料あり) 一六二二年 Pasio Obediencias Cap 10. § 8 (註
(56) 参照) 一六一七年十二月十五日 Jeronimo Rodrigues,
Breve Relaçam do número dos obreiros e dos lugares
por onde discorreram, desde anno de [1] 614 até o
presente de [1] 617, por Japam, occupando-se emcon-
servar e cultivar aquelle christandade, todo o tempo
desta última perseguiçam Ibid p. 708 (無論この他にも数
多く見出せるものと思う)

(56) 一五六六年九月一五日付書翰 Evora I f. 231 以下約二〇
通、一七世紀になってからのものとしては、一六〇三年一〇月
八日付マカオ発総会長宛ヴァリニャーノ書翰 J. F. Schutte,
S. J. Introductio ad Historiam Societatis Jesu in Japo-

キリシタン教会内の非会員日本人

nia 1549-1650 pp. 178-9., 一六二二年 Catalogo domorum
Schütte, Monumenta I p. 549, [一六二三年一〇月] Cata-
logo Baevae Provincia de Japon, Ibid. p. 551 等。

(57) 日本文キリシタン史料中の日本語による表現例としては、
元和三年(一六一七)ローロス徴収文書に「かんほう宗雪寿す
む」Cambô Sôxet Justo, 「かんほうの常書」Cambô Joqi
Miguel, 「山寺看坊くいの」Cambô P. といった例がみら
れる。(松田毅一『近世初期日本関係南蛮史料の研究』所収)

(58) Jap Sin 2 ff. 135v-6, Ajuda 49-IV-56 f. 160 など、既
に一五八〇年代の史料である Regimento para os Padres q
estão nas residencias de Japão 中には同様の規定を見
ることが出来る。Jap-Sin 49 f. 246v.

(59) cap 7. § 14. Ajuda 49-IV-56 ff. 155-v. また、この方
針も同様に一五八〇年代には既に定められていた。前述の
Regimento para os Padres……には次のように書かれてい
る。「これらの者〔看坊〕の維持のために、村人達に対し、彼
ら〔村人達〕がその坊主 bonzos に対して行なっているよう
に、彼ら〔看坊〕を援助するように努めるべきである。あるい
は、〔村人達が〕全員一緒に彼ら〔看坊〕に毎年十分なものを
与えるかこのために借りることのできる一二反の〔土地に〕
全員で種をまくとか、あるいは、土地やその他うまくできるそ
の他の方法を探して〔看坊が〕ことあたらしい出来事に出合っ
た時〔困難な時〕には布施をもって彼等〔看坊〕を援助するよ

うに努めるように。」Jap-Sin 49. f. 246v.

- (60) 註(55) 参照。なお註(39)に引用したコエリヨの史料には「一年間に日本イエズス会が費す総経費」という項目の中に「教会の監視と手いれを行なっている者達に対する支払い三〇〇パルダオ」という記載がある。Schütte, Monumenta I p. 538.

- (19) Schütte, Intruducio p. 380 (Jap-Sin 20 II f. 154v)

Ibid. (Jap-Sin 20 I f. 72)

Ibid. pp. 178-9.

- (62) Jap-Sin 49 f. 246v. Regimento pera os Padres……

「各イナカにこれらの者(看坊)のうちの一人がいることはできなから、各人に三―四のイナカを一緒にして任すことができるように」とあることから、一五八〇年代初頭には看坊はいくつかのイナカの教会をかねもちで管理していたのである。しかし、一七世紀にはいつから史料にあらわれる看坊の人数と教会数は、教会が若干看坊を上まわっているが、ほぼ一対一になっている。即ち、看坊は序々にイナカの教会に一人ずつ配されるようになっていったのであろう。(拙稿「キリシタン教会中の非会員日本人、II 教会組織の構成と問題及び教会と日本人の関係について」の表参照)

- (63) Jap-Sin 2 f. 102.

- (64) Alvarez Adicones p. 655. 殿原は茶の湯者でもあり、門番にもあたったわけで、結局交際にかかわる部門を担当してい

たことになる。しかし殿原は俗人であり、同宿は剃髮者であった。

- (59) Ajuda 49-IV-56 f. 157. なお剃髮者とは rapados の訳語で、一般的な剃髮者を指す場合もあるが、この場合は同宿の一分と考えられる。それは八章三項に os dogicos Rapados とあることから判断できる。パシオはそこで同宿を三つに分け、dogicos de pregadores, dogicos de congregação, dogicos rapados とした。f. 156v. (表II及び註(62) 参照)

- (99) Jap-Sin 2 ff. 100v-101 Regras do Yacuin cf. Regulamento pp. 26-9, mestre de casa, pp. 52-5 comprador.

- (67) Schütte, Monumenta I pp. 493, 494.

- (68) 一五九二年十一月 Catalogo Breve Japan; Ir. Ambrosio Fernandez, tem cuidado da casa, Ir. Gaspar de Paiva, tem comta a casa, Ir. Francisco Fernandes, tem cuidado da casa, etc. (Schütte, Monumenta I pp. 286-8) 一六〇三年一〇月 Catalogo Breve Jap-Sin; Ir. Ambrosio Fernandes, soto-ministro dos moços da cozinha e despensa e de mais provimento da casa, Ir. Cuia Pero, tem cuidado da despensa e cozinha, Ir. Firata Jorge, corre com a despensa e cozinha e mais officios da casa. (Ibid. pp. 443-9) なお、再三名前のおぼえてあるアンブローズイオ・フェルナンデスはもと商人であり、役人の職務には適任者であったと考えられる。イエズス会は商

人に顔の効く彼を、積極的に役人の職につけ、その前歴を利用しようとしたのかも知れない。彼の入会の経緯については、

J. F. Schütte, S. J. *Erinnerungen aus der christenheit von Omura* pp. 82-5 及びその註(49) 参照。

(38) *Jap-Sin* 2 f. 102v. Regras do que tem conta de agasalhar os hospedes § 12°, f. 114v. Regras do procurador de Japão § 5°.